

事業評価書

補助事業名	目達原飛行場関連公共用施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：上峰町中央公園ドーム型遊具設置）整備事業			
補助事業者名	上峰町長			
実施場所	三養基郡上峰町大字前牟田			
補助事業の成果の目標	上峰町中央公園は、町民のふれあいや、スポーツ・レクリエーションを通じた地域間交流、福祉の増進を目的に平成14年に整備した。 町民にとって、上峰町中央公園は家族で過ごす憩いの場、地域住民と交流を深めるレクリエーションの場として重要な公共施設となっている。 しかしながら、建築後21年が経過し、遊具等の老朽化や、地域住民が希望する遊具等とニーズの乖離がみられる。 そこで、新規の遊具等を設置することにより、子育てがしやすい環境を整え、生活環境の改善を図る。			
補助事業の内容	遊具施設整備工 1基			
補助事業の始期及び終期	令和3年度、令和5年度			
事業費及び交付金額		令和3年度	令和5年度	計
	事業費	7,275,400 円	4,462,700 円	11,738,100 円
	交付金額	7,275,000	4,238,000	11,513,000
補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知の実施状況	遊具設置工事が完了したことにより、特に低年齢の子ども達が遊ぶ空間が広がり子育て世代の休日の訪問先になりえている。常駐の管理人によれば、本遊具設置前よりも、公園への来場者数は増加しているとのこと。 また利用者に聞き取りを行ったところ「小さい子ども遊べる遊具が少なかったのでありがたい」、「日除けになってありがたい」、「感覚の過敏な子どものクールダウンにちょうどいい」等の意見があり、子育てのしやすさが向上していることが確認できた。地域住民への周知については、工事看板に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（防衛省）と明記するとともに、町のホームページや広報誌において、本事業が特定防衛施設周辺整備調整交付金事業である旨、周知を行った。			
事業の改善措置及び今後の対応	無			
事業の評価に際しての第三者機関の活用の有無	無			

事業評価書

補助事業名	目達原飛行場関連特定事業（医療に関する事業：上峰町子どもの医療費の助成基金）							
補助事業者名	上峰町長							
実施場所	三養基郡上峰町							
補助事業の成果の目標	<p>上峰町は、子育て支援策として、疾病の早期発見と治療を促進し子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、18歳年度末までの子どもの医療機関受診時における診療報酬の一部負担金の助成を行っている。</p> <p>このことから、上峰町子どもの医療費の助成基金を設置し、保護者負担金の助成を継続的かつ安定的に行うことで、子育て世帯の負担軽減を図り、子育て支援に寄与することを目標とする。</p>							
補助事業の内容	子どもの医療費の助成							
補助事業の始期及び終期	平成25年度～令和6年度							
事業費及び交付金額		令和 元年度まで	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	
	事業費	円 88,441,124	円 20,279,606	円 22,477,179	円 24,448,646	円 37,769,193	円 193,415,748	
	基金 造成 額	交付金額	46,758,000	3,000,000	27,186,000	21,726,000	29,890,000	128,560,000
		市町村費等	0	0	0	0	0	0
		運用益	138,663	2,109	1,829	14,372	3,565	160,538
		計	46,896,663	3,002,109	27,187,829	21,740,372	29,893,565	128,720,538
	基金処分別	43,370,817	3,000,000	3,000,000	14,000,000	35,000,000	98,370,817	
	基金残額	3,525,846	3,527,955	27,715,784	35,456,156	30,349,721		
補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知の実施状況	<p>上峰町子どもの医療費の助成基金の活用により、令和5年度の助成件数は15,341件と多くの子育て世帯の医療費の負担軽減を図るとともに子どもの保健の向上など子育て支援に寄与した。また、助成対象者への聞き取り調査の結果、「事業の内容に満足している」との評価が多く得られ、事業の目標に対する成果を確認することができた。</p> <p>地域住民への周知については、町ホームページへの掲載や、町広報紙への掲載、制度説明資料の配布を行い周知を行った。</p>							
事業の改善措置及び今後の対応	無							
事業の評価に際しての第三者機関の活用の有無	無							